

掛川市規則第20号

掛川市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年6月5日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市身体障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「通告」を「通知」に改める。

第4条の見出しを「（保健所長への通知）」に改める。

第5条中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

第6条から第10条までを削る。

第11条の見出し中「更生施設等」を「障害者支援施設等」に改め、同条第1項中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「身体障害者更生施設等（以下「更生施設等」という。）」を「障害者支援施設等」に改め、同条第2項中「様式第17号」を「様式第7号」に、「当該更生施設等」を「当該障害者支援施設等」に、「様式第18号」を「様式第8号」に改め、同条第3項中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「様式第19号」を「様式第9号」に、「更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「様式第20号」を「様式第10号」に改め、同条を第6条とする。

第12条第1項第1号中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「更生施設等」を「障害者支援施設等」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同号を同項第3号とし、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第7条とする。

第13条を削る。

第14条中「様式第22号」を「様式第11号」に改め、同条を第8条とする。

第15条第1項中「第12条」を「第7条」に改め、同条第2項中「様式第23号」を「様式第12号」に改め、同条を第9条とする。

第16条第1項中「第12条及び第14条」を「第7条及び第8条」に改め、同条第2項中「様式第24号」を「様式第13号」に改め、同条を第10条とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第7条関係）

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			身体障害者 在宅介護30 分当たり	身体障害者 短期入所1 日当たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び中国在留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市民税のうち均等割のみ課税の者	1,100円	50円	100円
C 2		当該年度分の市民税のうち所得割が課税の者	1,600円	100円	200円
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分 15,000円以下	2,200円	150円	300円
D 2		15,001円～40,000円	3,300円	200円	400円
D 3		40,001円～70,000円	4,600円	250円	600円
D 4		70,001円～183,000円	7,200円	300円	1,000円
D 5		183,001円～403,000円	10,300円	400円	1,400円
D 6		403,001円～703,000円	13,500円	500円	1,800円
D 7		703,001円～1,078,000円	17,100円	600円	2,300円
D 8		1,078,001円～1,632,000円	21,200円	800円	2,800円
D 9		1,632,001円～2,303,000円	25,700円	1,000円	3,400円
D 10		2,303,001円～3,117,000円	30,600円	1,200円	4,100円
D 11		3,117,001円～4,173,000円	35,900円	1,400円	4,800円
D 12		4,173,001円～5,334,000円	41,600円	1,600円	5,500円
D 13		5,334,001円～6,674,000円	47,800円	1,900円	6,400円
D 14		6,674,001円以上	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額	介護給付費 等基準額

## 備考

- 1 身体障害者及び扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市民

- 税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。ただし、身体障害者にあつては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、介護給付費等基準額から身体障害者が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項及び第30条第3項の規定により算定される額をいう。
- 4 この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号及び第2号（地方税法第317条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の3第1項及び第41条の19の5第1項
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 6 備考4及び備考5の規定にかかわらず、所得割又は所得税額を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条の規定を適用するものとする。

別表第2（第7条関係）

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	被保護者等	0円
2	1階層に該当する者以外の者	前年分の対象収入額の年額区分 270,000円以下
3		270,001円～280,000円
4		280,001円～300,000円
5		300,001円～320,000円
6		320,001円～340,000円
7		340,001円～360,000円
8		360,001円～380,000円
9		380,001円～400,000円
10		400,001円～420,000円
11		420,001円～440,000円
12		440,001円～460,000円
13		460,001円～480,000円
14		480,001円～500,000円
15		500,001円～520,000円
16		520,001円～540,000円
17		540,001円～560,000円
18		560,001円～580,000円
19		580,001円～600,000円
20		600,001円～640,000円
21		640,001円～680,000円
22	680,001円～720,000円	
23	720,001円～760,000円	
24	760,001円～800,000円	
25	800,001円～840,000円	
26	840,001円～880,000円	
27	880,001円～920,000円	

28	920,001円～960,000円	47,800円
29	960,001円～1,000,000円	49,800円
30	1,000,001円～1,040,000円	51,800円
31	1,040,001円～1,080,000円	54,400円
32	1,080,001円～1,120,000円	57,100円
33	1,120,001円～1,160,000円	59,800円
34	1,160,001円～1,200,000円	62,400円
35	1,200,001円～1,260,000円	65,100円
36	1,260,001円～1,320,000円	69,100円
37	1,320,001円～1,380,000円	73,100円
38	1,380,001円～1,440,000円	77,100円
39	1,440,001円～1,500,000円	81,100円
40	1,500,001円以上	備考2に規定する額

#### 備考

- 1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 40階層に該当する者が負担すべき額は、対象収入額から150万円を控除した額に10分の9を乗じた額を12で除した額に8万1,000円を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額（障害者自立支援法第29条第3項及び第30条第3項の規定により算定される額をいう。）を上限とする。
- 3 身体障害者が病院若しくは診療所へ入院した場合又は外泊を認められた場合においては、当該期間中は算定しないものとし、身体障害者が月の途中で入所し又は退所した場合においては、当該月については、この表により算定した額に当該月の入所日以降又は退所日以前の日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 備考2又は備考3の規定により身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 5 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第3（第7条関係）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負 担 基 準 月 額
A	被保護者等		0円
B	当該年度分の市民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0円
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市民税のうち均等割のみ課税の者	2,200円
C 2		当該年度分の市民税のうち所得割が課税の者	3,300円
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分 15,000円以下	4,500円
D 2		15,001円～40,000円	6,700円
D 3		40,001円～70,000円	9,300円
D 4		70,001円～183,000円	14,500円
D 5		183,001円～403,000円	20,600円
D 6		403,001円～703,000円	27,100円
D 7		703,001円～1,078,000円	34,300円
D 8		1,078,001円～1,632,000円	42,500円
D 9		1,632,001円～2,303,000円	51,400円
D 10		2,303,001円～3,117,000円	61,200円
D 11		3,117,001円～4,173,000円	71,900円
D 12		4,173,001円～5,334,000円	83,300円
D 13		5,334,001円～6,674,000円	95,600円
D 14		6,674,001円以上	介護給付費等基準額

備考

- 1 身体障害者の扶養義務者が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、身体障害者の扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から身体障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 別表第1備考3から備考6まで並びに別表第2備考3及び備考4の規定は、この表における徴収額の算定について準用する。

別表第4を削る。

様式第7号から様式第16号までを削る。

様式第17号中「第11条関係」を「第6条関係」に、「第18条第1項第3号（第18条第2項）」を「第18条第2項」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第18号中「第11条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第19号中「第11条関係」を「第6条関係」に、「第18条第4項第3号」を「第18条第2項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第20号中「第11条関係」を「第6条関係」に改め、「身体障害者更生施設」を削り、同様式を様式第10号とする。

様式第22号中「第14条関係」を「第8条関係」に、

「身体障害者更生施設費用徴収額決定（変更）通知書」を

「費用徴収額決定（変更）通知書」に、「身体障害者更生施設被措置者」を「被措置者」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第23号中「第15条関係」を「第9条関係」に改め、同様式をを様式第12号とする。

様式第24号中「第16条関係」を「第10条関係」に、

「

措置を受けている者 又は、更生医療、補 装具の給付を受けて いる者	住所			
	氏名		申請者との続柄	

」

を

「

措置を受けている者	住所			
	氏名		申請者との続柄	

」

に改め、同様式を様式第13号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。